

○内閣府告示第三百四十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 仙台市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 仙台市 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 特定非営利活動法人設立促進事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業

○内閣府告示第三百四十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 仙北市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 仙北市 地方創生・近未来特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国有林野活用促進事業及び農業法人経営多角化等促進事業

○内閣府告示第三百四十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年九月九日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 愛知県国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 愛知県 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及び国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業及び民間事業者による公社管理道路運営事業